

ほごしゃ みな
保護者の皆さんへ

へいせい ねんど しゅうがくえんじょせいど し 平成29年度 就学援助制度のお知らせ

まつばらし こ しりつしゅう ちゅうがっこう しゅうがく けいざいてき りゆう こま
松原市では、お子さんを市立小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困り
ほごしゃ しゅうがく ひつよう ひよう いちぶ えんじょ しゅうがくえんじょせいど おこな
の保護者に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

1. しんせいうけつけきかんと 1. 申請受付期間等

(1) どうしよしんせいきかん へいせい ねん がつ にち げつ がつ にち きん
(1) 当初申請期間：平成29年6月12日（月）から6月23日（金）まで
(つち にち しゅくじつ のぞ)
(土・日・祝日は除く)

(2) うけつけじかん ごぜん じ ごご ばん しやくしよ
(2) 受付時間：午前9時00分～午後5時30分（市役所）

(3) うけつけばしょ がっこう きょういくいいんかいじむきょく きょうしよくいんか しやくしよ かい
(3) 受付場所：学校 または 教育委員会事務局 教職員課（市役所5階）
(おこ しょう ちゅうがっこうりょうほう ざいがく ばあい ざいがくちゅう しょうがっこう
または教育委員会事務局 教職員課に申請してください。)

※ とくべつ じじょう しんせい ばあい がっこう
※ 特別な事情により申請される場合は、それぞれの学校に
しんせい
申請してください。

2. ちゅういじこう 2. 注意事項

・ しゅうがくえんじょ ぜんねん しゅうにゅうとう もと にんてい まいねんとしんせいてつづ ひつよう
・ 就学援助は前年の収入等に基づいて認定しますので、毎年度申請手続きが必要
です。

・ せいかつ ほ ご う しゅうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい しゅうがくりょうこうひ しきゅうだいしやう
・ 生活保護を受けている小学6年生・中学3年生は、修学旅行費が支給対象とな
りますので、申請が必要です。（実施月を過ぎてからの申請では支給されません。）

・ しゅうがくえんじょ しんせい かた しえんしょうれい たいしょうしや しえんしょうれい しんせい
・ 就学援助を申請される方で、支援奨励の対象者は、支援奨励の申請をあわせて
ねが
お願いします。

・ どうしよしんせいきかん す ばあい とちゅうしんせい へいせい ねん がつ にち うけつ
・ 当初申請期間を過ぎた場合も、途中申請として平成30年2月9日まで受けます。
ただし、途中申請は、申請月からの月割りとなります。

しみん みな おさ しぜいとう ぶくし きょういく かん ぎょうせいうんえい
市民の皆さんが納めていただく市税等については、福祉や教育に関する行政運営に
か しゅうがくえんじょ しんせい あんしん あんぜん のうぜい りかい
欠かせません。就学援助の申請とともに、安心・安全な暮らしのために納税にご理解・
ぎょうりょく ねが
ご協力をお願いします。

3. 就学援助を受けることができる人

- (1) 平成28年中の所得額（世帯全員の合計所得金額）が認定基準額以下の世帯で、就学援助を必要とする方。

世帯人数別の基準額 ※5人以降、世帯人員1人につき総所得額に33万円加算

世帯人数	2人・3人	4人	5人
総所得額 (世帯合算)	2,131,600円	2,461,600円	2,791,600円

例1. 父、母、子ども2人の4人世帯の基準額は、2,461,600円です。

例2. 祖父、祖母、父、母、子ども1人の5人世帯の基準額は、2,791,600円です。

※ 居住用財産の買換えにかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例を受け、基準額以下になる世帯は対象外です。

※ 「総所得」とは

・給与所得者では、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額です。

・事業所得者では、総収入から必要経費を差引いた後の金額です。

※ 就学援助を申請される方は、申請前に必ず税の申告を済ませてください。（収入が0円の方も、所得がある被扶養者も申告が必要です。）

※ 申請の際には、世帯の総所得額の合計額が、上記基準以下であることを、源泉徴収票や市府民税の納税通知書等で確認してください。

- (2) 認定基準額を超えているが、特別な事情により経済状況が急変し、就学援助を必要とする方。

・保護者が失業、入院等のため長期間の休職状態にあり、前年と比べて収入が激減し経済的に困窮している。

・火災、事故等により財産を失い、困窮している。

・その他特別な事情により教育的配慮を要する。

※ 特別な事情による場合は、申請書類等を審査のうえ認否を決定します。

4. 申請書の配布

6月から学校または教育委員会事務局教職員課（市役所5階）で配布します。

申請を希望される方は、申し出てください。

5. 申請書の提出（郵送による受付はできません。）

就学援助を申請された方には、受付時に受理票を渡します。必ず受け取ったうえで、認否通知書が届くまで大切に保管をお願いします。

6. 申請時に必要なもの

●「認定基準額以下の世帯の方」

- (1) 松原市児童生徒就学援助費支給申請書兼委任状
- (2) 印鑑（認印で可。ただし、シャチハタ印は不可。）
- (3) 添付書類

本年1月1日に松原市に住民登録等がない方は、1月1日にお住まいの市区町村で6月に発行される平成29年度所得証明書の交付を受け添付してください（平成28年中の収入に基づくもの）。

同一世帯の2人以上に収入がある場合はそれぞれの所得証明書が必要です。

●「認定基準は超えているが、特別な事情により申請される方」

上記(1)から(3)の必要なものに加え、特別な事情を確認できる証明書（離職票、入院証明書、罹災証明書、直近の給与明細書等）の添付をお願いします。

※ (1) 申請書裏面に具体的な理由を記入してください。

※ 学校長の証明書が必要です。事前に学校に相談をしてください。

申請書の提出先は在学中の学校です。お子さんが小・中学校両方に在学の場合はそれぞれの学校に申請してください。

●「就学援助を申請される方で、支援奨励の対象の方」

支援奨励の申請及び、領収書等（支援奨励を優先）の提出をお願いします。支援奨励を申請することによって、小学1年生と中学1年生は、新入学学用品費の項目が増え、支給額が増額します。

～国の補助金がある支援奨励の優先使用にご協力ください。～

7. 認定と支給方法

●当初申請期間内に受付した審査結果（認定・不認定）は、8月上旬に郵送で通知します。

●認定通知書は医療券の発行等に必要です。1年間、大切に保管してください。

●支給時期 4月分～9月分 → 平成29年10月25日（水）

10月分～3月分 → 平成30年 3月 7日（水）

振り込み先 保護者等の学校諸費引落口座（毎月給食費などが引き落とされている口座）申請時に現在学校へ登録中の名義人を記入していただきます。

振り込み人 『マツバラカイケイカンリシャ』で通帳に記載されます。

記帳して入金の確認をしてください。

※ 学校に支払うべき経費（給食費等の学校諸費）は、認定後も引き続き学校へ納入してください。認定を受けても、学校諸費の徴収は免除されません。

※ 残高不足により「引落不能」とならないように、通帳はこまめに記帳し確認してください。

●学校諸費に未納がある場合は、学校長に援助費を振込みます。

8. 援助費目及び金額

	支給額 (年額)	学用品費等	給食費	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動費 (宿泊を伴うもの) (実施学年)	修学旅行費 (実施学年)	医療費
小学校	全学年	11,100円	実費	実費 (1,510円限度)	実費 (3,470円限度)	実費 (18,000円限度)	医療券
中学校	全学年	21,700円	実費	実費 (2,180円限度)	実費 (5,840円限度)	実費 (48,000円限度)	発行

※ 一斉受付期間に申請した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分460円)は免除されます。(ただし、5月1日時点で認定になっている方が対象です。)

※ 生活保護を受けている小学6年生・中学3年生は修学旅行費のみが支給対象です。(修学旅行以外の教育扶助費は、生活保護法に基づき支給されているため、重複支給はできません。)

《医療費の援助について》

●学校での健康診断や健康相談の結果、学校保健安全法に基づく病気について、治療を指示された場合、医療費の援助が受けられます。

●学校保健安全法に基づく病気は、虫歯、トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病です。

(注意事項)・医療機関での受診前に、検査結果のお知らせと認定通知書の2点を、教育委員会事務局までご持参ください。事務局で医療券を交付します。

・治療にかかった医療費は直接医療機関に支払います。

・医療券の交付を受けずに治療された場合は援助できません。

(医療券の仮発行) ・就学援助の新規・継続にかかわらず、次年度の認定までの間も医療費を援助しますので、検査結果のお知らせと認定通知書(前年度に引き続き申請の場合)に加えて印鑑(認印で可。ただし、シャチハタ印は不可。)と前年度の所得が分かるもの(源泉徴収票や確定申告の控え等)の4点をご持参ください。

・ただし、就学援助が不認定となった場合や就学援助の申し込みをしなかった場合は、医療費を返金していただきます。

詳しくは、学校または教育委員会事務局教職員課にお問い合わせください。
松原市教育委員会事務局教職員課 TEL 072-337-3132 (直通)